

平成29年6月16日

千葉県報第13233号 別冊

平成27・28年度

行政監査結果報告書

千葉県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	行政監査の趣旨	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査対象機関及び監査実施方法	1
5	監査対象年度	2
6	監査実施時期	3
7	監査の主な着眼点	3
第2	本県における翌年度繰越し	4
1	繰越制度	4
2	一般会計及び特別会計における繰越手続	4
3	公営企業会計における繰越手続	5
4	翌年度繰越額の推移	6
5	他県との比較	8
第3	予備調査の概要と結果	9
1	予備調査の概要	9
2	予備調査の結果	9
	(1) 平成26年度の翌年度繰越額の状況	9
	(2) 平成26年度に繰越しのあった事業数	11
	(3) 繰越事由の傾向	11
	(4) 繰越しに対する意識	14
第4	監査の結果及び意見	15
1	繰越制度に則った運用	15
	(1) 繰越事由の適正性	15

(2) 事務手続の適正性	16
ア 繰越明許費の設定時期	16
イ 繰越しの審査	18
ウ 事故繰越し承認前の契約変更	18
エ 年度末の報告手続	19
(3) 繰越し後の執行の適正性	19
ア 繰越し時の計画に沿った執行	19
イ 繰越予算の執行状況	20
ウ 繰越し後の変更契約	22
2 予算の年度内執行を図る取組	22
(1) 繰越しの背景	23
(2) 当初計画における入札時期	24
(3) 進行管理	25
ア 予算執行機関での進行管理	25
イ 予算主務課での進行管理	27
ウ 部局での進行管理	28
第5 おわりに	31
第6 資料（監査対象年度の繰越事業）	32
1 一般会計及び特別会計	32
2 公営企業会計	37

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第2項の規定により、財務事務に限らず、県の一般行政事務について、その適正かつ効率的な運用を確保するため、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものである。

2 監査のテーマ

歳出予算の繰越しについて

3 監査の目的

明許繰越し（自治法第213条）、建設改良費の繰越し（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第26条第1項）、事故繰越し（自治法第220条第3項ただし書及び地公企法第26条第2項ただし書）といった繰越制度の運用は、自治法及び地公企法上、会計年度独立の原則に照らして例外的になされるべきものである。

本県においては、平成27年6月定例県議会で報告された繰越計算書によれば、平成26年度から平成27年度にかけて県全体で58,321百万円の繰越しが行われ、過年度においても経常的に見られることから、繰越制度の適正な運用の徹底を図るため、歳出予算の繰越しについて監査を行うこととした。

4 監査対象機関及び監査実施方法

平成26年度から平成27年度にかけて行われた歳出予算の繰越しの状況等を把握するため、繰越しのあった事業を所管する部局に対して書面による予備調査を実施し、繰越額、繰越事由、県全体の傾向、繰越しと事業量との関連性等を考慮の上、繰越しについて該当のある110機関から55機関（表1）を監査対象機関として抽出し、実地及び書面による職員調査を行った。その結果に基づき、監査委員による書面監査を実施した。

表1 監査対象機関（55 機関）

部局名	監査対象機関名
総務部	学事課
防災危機管理部	危機管理課
健康福祉部	児童家庭課、障害福祉課
農林水産部	農林水産政策課、耕地課、森林課、漁港課、千葉農業事務所、東葛飾農業事務所、印旛農業事務所、香取農業事務所、海匝農業事務所、山武農業事務所、長生農業事務所、夷隅農業事務所、安房農業事務所、君津農業事務所、北部林業事務所、中部林業事務所、南部林業事務所、銚子漁港事務所、南部漁港事務所
県土整備部	県土整備政策課、道路整備課、道路環境課、河川整備課、市街地整備課、千葉土木事務所、葛南土木事務所、東葛飾土木事務所、柏土木事務所、印旛土木事務所、成田土木事務所、香取土木事務所、銚子土木事務所、海匝土木事務所、山武土木事務所、長生土木事務所、夷隅土木事務所、安房土木事務所、君津土木事務所、市原土木事務所、千葉港湾事務所、葛南港湾事務所、木更津港湾事務所、北千葉道路建設事務所、流山区画整理事務所、柏区画整理事務所、木更津区画整理事務所
水道局	管理部財務課、施設整備センター
企業土地管理局	資産管理課※（旧企業庁地域整備部土地・施設管理課、臨海管理事務所）
病院局	経営管理課、こども病院

※ 平成28年度組織改正により1機関で計上

5 監査対象年度

平成26年度から平成27年度にかけて、一般会計、特別会計（公営企業会計※を除く。以下「特別会計」という。）及び公営企業会計において行われた明許繰越し、建設改良費の繰越し及び事故繰越し並びに平成27年度から平成28年度にかけて行われた再繰越し。

※ 特別会計のうち、地方公営企業法の全部又は一部が適用される地方公営企業の会計（本県では上水道事業会計、造成土地整理事業会計、土地造成整備事業会計、工業用水道事業会計及び病院事業会計）を指す。

6 監査実施時期

平成 27 年 10 月～平成 29 年 3 月（予備調査を含む。）

7 監査の主な着眼点

- (1) 繰越しの理由は相当と認められるか
- (2) 繰越しに係る事務手続は適正か
- (3) 繰越しの未然防止又は縮減に向けた取組等が行われているか

第2 本県における翌年度繰越し

1 繰越し制度

地方公共団体の歳出は、会計年度独立の原則により、当該年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされている（自治法第 208 条第 2 項）。また、毎会計（事業）年度の歳出（支出）予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない（自治法第 220 条第 3 項及び地公企法第 26 条第 2 項）。

この原則に対し、継続費や債務負担行為のようにあらかじめ複数年度に渡ることが明らかな経費で予算に定めるもののほか、翌年度に歳出（支出）予算の経費を繰り越して使用することができるものとして次の繰越しがある。

(1) 明許繰越し（一般会計及び特別会計）

経費の性質や予算成立後に何らかの理由で年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、議会の議決を経て予算で定めるもの

(2) 建設改良費の繰越し（公営企業会計）

地方公営企業の建設改良費のうち、年度内に支出義務が生じなかったもの

(3) 事故繰越し（全ての会計）

支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの

2 一般会計及び特別会計における繰越し手続

(1) 明許繰越し

各部長は、繰越し明許費設定要求書を作成し、財政課長を経て総務部長に提出し（千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2。以下「財務規則」という。）第 17 条）、知事が予算案として議会に提出し、議会の議決を求めることとなる。そして、議会によって設定することを認められた繰越し明許費を繰り越したときは、繰越し明許費繰越し計算書を作成し、翌年度の 5 月 20 日までに財政課長を経て総務部長に提出しなければならない（財務規則第 23 条）。

(2) 事故繰越し

各部長は、事故繰越し申請書を作成し、毎年度 3 月末日までに財政課長を経て総務部長に提出し、総務部長は、これを審査し、知事の承認を受けることとされており（財務規則第 24 条第 1 項及び第 2 項）、平成 26 年度においては平成 27 年 3 月 31 日

付けで事故繰越しに係る承認がなされている。事故繰越しを行った後は、事故繰越し繰越計算書を作成し、翌年度の5月20日までに財政課長を経て総務部長に提出しなければならないとされている（財務規則第24条第3項）。

歳出予算を繰り越した後、知事は、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項及び第150条第3項）。

3 公営企業会計における繰越手続

建設改良費の繰越し又は事故繰越しに係る繰越手続について、各公営企業管理者はそれぞれの財務規程により次のとおり、局長の決裁を受けなければならないと定めている。

(1) 水道局

本局の課長は繰越明細書に理由を付して財務課長に提出し、財務課長は提出された繰越明細書に基づき繰越計算書を作成し、局長の決裁を受けなければならない（千葉県水道局財務規程（昭和39年千葉県水道局管理規程第6号）第192条第1項及び第2項）。

(2) 企業庁（現企業土地管理局）

本庁の課長及び出先機関の長は、作成した繰越調書を4月末日までに財務課長に提出し、財務課長は提出された繰越調書を審査調整し、繰越計算書を作成し、5月15日までに企業庁長※の決裁を受けなければならない（千葉県企業庁財務規程※（昭和49年千葉県企業庁管理規程第7号）第30条）。※平成28年3月31日改正

(3) 病院局

本局の課長である経営管理課長及び出先機関の長である病院長は繰越調書を4月15日までに副局長に提出し、副局長は、繰越計算書を作成し、局長の決裁を受けなければならない（千葉県病院局財務規程（平成16年千葉県病院局管理規程第22号）第111条）。

各公営企業管理者は、繰越額の使用に関する計画として繰越計算書をもって翌事業年度の5月31日までに知事に報告し、報告を受けた知事は、次の会議においてその旨

を議会に報告することとされている（地公企法第 26 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 19 条）。

4 翌年度繰越額の推移

平成 21 年度以降の県全体の翌年度繰越額、一般会計及び特別会計における予算現額並びに公営企業会計における支出予算額（以下「予算現額等」という。）に対する翌年度繰越額の割合の推移（図 1、表 2）を見ると、平成 21 年度の翌年度繰越額は 59,157 百万円であったが、東日本大震災が発生した平成 22 年度は 68,845 百万円（前年度比 16.4%増）となった。平成 23 年度には 61,649 百万円（同 10.5%減）と一旦減少したものの、平成 24 年度には 78,588 百万円と、前年度比で 27.5%増、震災前の平成 21 年度の翌年度繰越額の 1.3 倍に達したが、その後は減少に転じ、平成 25 年度には 70,874 百万円（同 9.8%減）、平成 26 年度には 58,321 百万円（同 17.7%減）、平成 27 年度には 49,520 百万円（同 15.1%減）となり、震災前を下回っている。

また、平成 21 年度の翌年度繰越額は予算現額等の合計金額の 2.1%を占めており、平成 24 年度には 3.0%まで上昇したが、その後下降に転じ、平成 27 年度には 1.6%であった。こうした繰越額の増減の背景としては、主に東日本大震災の発生（平成 23 年 3 月）及び災害復旧に係る繰越し、国の補正予算の規模及び成立時期の影響が挙げられる。

なお、平成 26 年度の歳出予算について、特別会計及び公営企業会計に属する会計のうち繰越しがあったものは、以下のとおりである。

(1) 特別会計

- ア 日本コンベンションセンター国際展示場事業
- イ 流域下水道事業
- ウ 港湾整備事業
- エ 土地区画整理事業

(2) 公営企業会計

- ア 上水道事業会計
- イ 造成土地整理事業会計
- ウ 工業用水道事業会計
- エ 病院事業会計

図1 平成21年度以降の翌年度繰越額の推移（県全体）

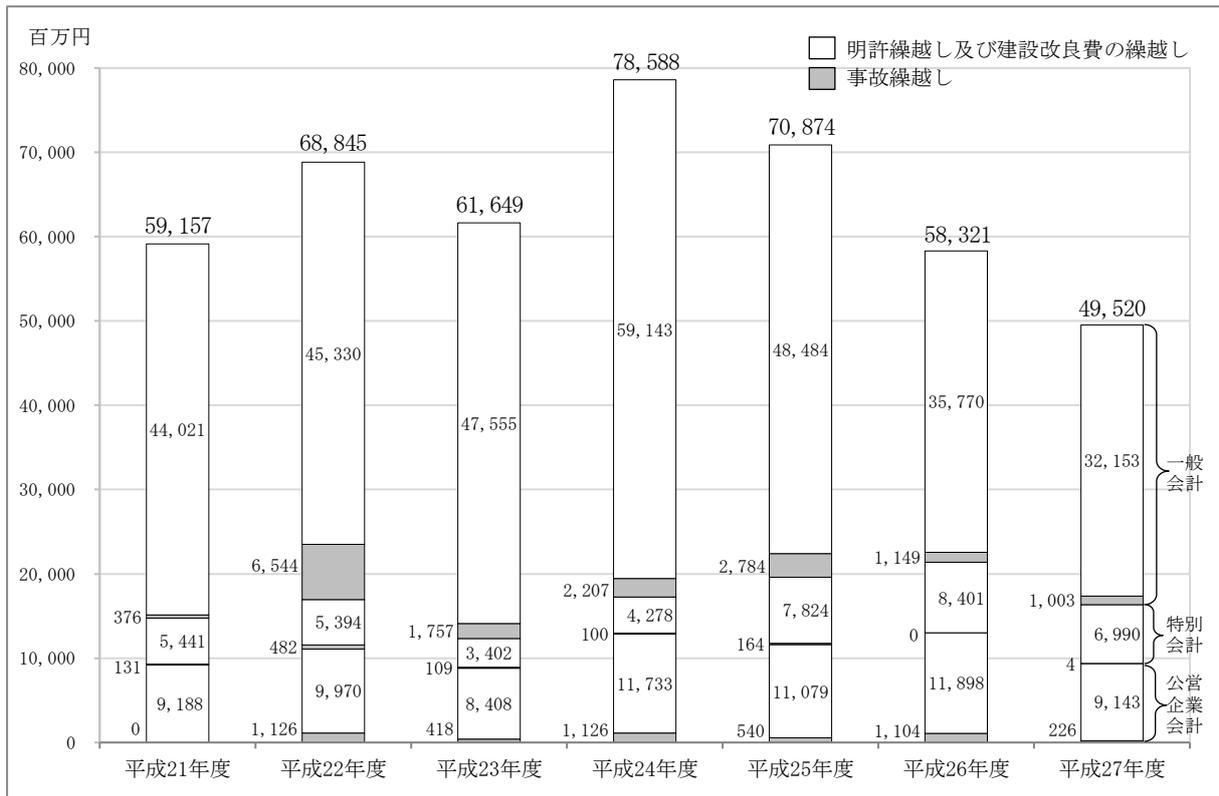


表2 平成21年度以降の予算現額等に対する翌年度繰越額の割合の推移（県全体）

（単位：百万円、％）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計	繰越額 計	59,157	68,845	61,649	78,588	70,874	58,321	49,520
	（予算現額等に占める割合）	(2.1)	(2.6)	(2.3)	(3.0)	(2.6)	(2.0)	(1.6)
	明許繰越し	49,462	50,724	50,956	63,422	56,308	44,171	39,143
	建設改良費の繰越し	9,188	9,970	8,408	11,733	11,079	11,898	9,143
	事故繰越し	507	8,151	2,284	3,433	3,487	2,253	1,233
	予算現額等	2,870,166	2,602,692	2,663,937	2,661,913	2,779,171	2,982,392	3,078,267
一般会計	繰越額	44,397	51,874	49,311	61,351	51,267	36,919	33,156
	（予算現額に占める割合）	(2.7)	(3.1)	(2.8)	(3.6)	(3.0)	(2.1)	(1.9)
	明許繰越し	44,021	45,330	47,555	59,143	48,484	35,770	32,153
	事故繰越し	376	6,544	1,757	2,207	2,784	1,149	1,003
	予算現額	1,644,801	1,652,828	1,741,187	1,704,244	1,712,159	1,724,768	1,768,131
特別会計	繰越額	5,572	5,876	3,511	4,378	7,988	8,401	6,995
	（予算現額に占める割合）	(0.6)	(0.8)	(0.5)	(0.6)	(1.0)	(0.9)	(0.7)
	明許繰越し	5,441	5,394	3,402	4,278	7,824	8,401	6,990
	事故繰越し	131	482	109	100	164	0	4
	予算現額	1,009,827	713,862	675,762	700,828	804,923	953,437	1,065,871
公営企業会計	繰越額	9,188	11,096	8,827	12,860	11,618	13,002	9,370
	（支出予算額に占める割合）	(4.3)	(4.7)	(3.6)	(5.0)	(4.4)	(4.3)	(3.8)
	建設改良費の繰越し	9,188	9,970	8,408	11,733	11,079	11,898	9,143
	事故繰越し	0	1,126	418	1,126	540	1,104	226
	支出予算額	215,537	236,002	246,988	256,841	262,089	304,187	244,266

（出典：繰越計算書及び歳入歳出決算書）

5 他県との比較

本県の繰越額や決算額に対する比率が全国的にどの程度のものであるのかを検証したところ（表3）、平成26年度決算において、普通会計の普通建設事業費及び災害復旧事業費に係る翌年度繰越額（明許繰越し及び事故繰越しの繰越額の合計金額）の規模は、32,660百万円で、金額の多い順では47都道府県中28番目であり、決算額に対する翌年度繰越額の比率は0.224で38番目であり、他都道府県に比べて特に多い状況にはなかった。

表3 平成26年度普通建設事業費及び災害復旧事業費に係る決算額及び翌年度繰越額

県名	平成26年度決算額 (百万円)		翌年度繰越額 (百万円) ※1		翌年度繰越額 対決算額比	
	(A)	順位	(B)	順位	(B/A)	順位
千葉県	145,680	19	32,660	28	0.224	38
関東地方5県※2の平均	135,281		34,264		0.253	
全国平均	163,178		49,127		0.301	

(平成26年度地方財政状況調査(総務省)を元に作成)

※1 明許繰越し及び事故繰越しの繰越額の合計金額(会計区分等の基準が地方財政状況調査と異なるため、本県の繰越計算書の金額とは一致しない。)

※2 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び神奈川県

第3 予備調査の概要と結果

1 予備調査の概要

監査に先立ち、平成26年度から平成27年度にかけて行われた明許繰越し、建設改良費の繰越し及び事故繰越しについて、繰越しのあった知事部局の各部主管課並びに水道局、企業土地管理局（旧企業庁）、病院局、教育委員会及び警察本部の各財務担当課※1を通じ、該当する予算主務課※2及び予算執行機関※3に対して予備調査を行った。

予備調査では、繰越しのあった事業を実施する個々の箇所や事業者※4等（以下「工事箇所等」という。）ごとの工事等の概要、繰越額、繰越事由、進捗状況や、繰越制度の運用状況などについて回答を受けた。

※1～3 本報告書では、以下の所属を指すものとする。

財務担当課・・・予算編成等財務を所掌する本庁・本局の課

予算主務課・・・出先機関に予算令達を行っている本庁・本局の事業課

予算執行機関・・・予算を執行している出先機関や本庁・本局の課

※4 本報告書では、事業者とは、工事請負業者、補助事業者（県が交付する補助金等の対象となる事務又は事業を行う者）、委託業者等を指すものとする。

2 予備調査の結果

(1) 平成26年度の翌年度繰越額の状況

平成26年度の翌年度繰越額の内訳を見ると（表4）、県全体の繰越額58,321百万円のうち、一般会計及び特別会計は45,320百万円（県全体の繰越額の77.7%）、そのうち一般会計は36,919百万円（同63.3%）、特別会計は8,401百万円（同14.4%）である。また、公営企業会計は13,002百万円（同22.3%）であり、そのうち上水道事業会計における繰越しが10,985百万円（公営企業会計の全ての繰越額の84.5%）である。

繰越区分別に見ると、一般会計及び特別会計において、明許繰越しの繰越額は44,171百万円（一般会計及び特別会計の全ての繰越額の97.5%）、事故繰越しの繰越額は1,149百万円（同2.5%）である。一方、公営企業会計において、建設改良費の繰越しの繰越額は11,898百万円（公営企業会計の全ての繰越額の91.5%）、事故繰越しの繰越額は1,104百万円（同8.5%）である。

また、翌年度繰越額に占める未契約繰越額（支出負担行為未済で繰り越した金額）は一般会計及び特別会計で17,797百万円（一般会計及び特別会計の全ての繰越額

の39.3%)、公営企業会計で140百万円(公営企業会計の全ての繰越額の1.1%)である。

表4 平成26年度の翌年度繰越額(県全体)

(単位:百万円)

		明許繰越し			事故繰越し	計
		計	契約済繰越額	未契約繰越額		
一般会計	総務部	23	23	0	24	46
	総合企画部	127	1	126	0	127
	防災危機管理部	0	0	0	26	26
	健康福祉部	3,314	2,384	930	247	3,561
	環境生活部	308	0	308	3	311
	商工労働部	4,300	3,195	1,105	0	4,300
	農林水産部	3,467	3,011	456	484	3,951
	県土整備部	23,671	11,089	12,581	322	23,993
	教育委員会	389	86	303	43	432
	警察本部	172	151	21	0	172
	計	35,770	19,938	15,831	1,149	36,919
特別会計	日本コンベンションセンター 国際展示場事業	260	260	0	0	260
	流域下水道事業	3,997	3,997	0	0	3,997
	港湾整備事業	177	0	177	0	177
	土地区画整理事業	3,967	2,178	1,789	0	3,967
	計	8,401	6,435	1,966	0	8,401
一般会計及び特別会計 の合計		44,171	26,373	17,797	1,149	45,320
		建設改良費の繰越し			事故繰越し	計
		計	契約済繰越額	未契約繰越額		
公営 企業 会計	上水道事業会計	10,952	10,952	0	33	10,985
	造成土地整理事業会計	0	0	0	912	912
	工業用水道事業会計	526	426	100	39	565
	病院事業会計	419	379	40	120	539
	計	11,898	11,757	140	1,104	13,002
一般会計、特別会計及び 公営企業会計の合計		56,069	38,130	17,938	2,253	58,321

(平成27・28年度行政監査予備調査結果から)

(2) 平成 26 年度に繰越しのあった事業数

平成 26 年度に繰越しのあった事業数について見ると（表 5）、一般会計及び特別会計では明許繰越し 140 事業、事故繰越し 28 事業、公営企業会計では建設改良費の繰越し 9 事業、事故繰越し 4 事業である。

表 5 平成 26 年度に繰越しのあった事業数（県全体）

		明許繰越し	事故繰越し	合計
一 般 会 計	総務部	1	1	2
	総合企画部	2	0	2
	防災危機管理部	0	2	2
	健康福祉部	20	3	23
	環境生活部	3	1	4
	商工労働部	5	0	5
	農林水産部	22	14	36
	県土整備部	59	6	65
	教育委員会	2	1	3
	警察本部	4	0	4
	一般会計 計	118	28	146
特 別 会 計	日本コンベンションセンター国際展示場事業	1	0	1
	流域下水道事業	6	0	6
	港湾整備事業	1	0	1
	土地区画整理事業	14	0	14
	特別会計 計	22	0	22
一般会計及び特別会計の合計		140	28	168
		建設改良費の繰越し	事故繰越し	合計
上水道事業会計		2	1	3
造成土地整理事業会計		0	1	1
工業用水道事業会計		3	1	4
病院事業会計		4	1	5
公営企業会計 計		9	4	13
一般会計、特別会計及び公営企業会計の合計		149	32	181

（平成 27・28 年度行政監査予備調査結果から）

(3) 繰越事由の傾向

繰越事由の発生状況を明らかにするため、予備調査では、表 6 の繰越事由に係る分類表に沿って、それぞれの工事箇所等（1,186 箇所）における該当事由を調査した。

なお、表 6 の分類は、財務省が作成した繰越事由に係る分類表を参考としたもの

である。

表6 繰越事由の分類

事由	具体例
1 計画に関する諸条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の施行に伴い発生する諸問題（例：公害、騒音、振動、水質汚濁等）について、地元との調整に不測の日数を要したため（補償処理に関するものを除く） ・ 工事の施行に伴い発生した状況変化（土質、埋蔵物、湧水、地盤等）に伴う施行能率の低下により不測の日数を要したため ・ 工事の施行に伴う工食用資材等の運搬路の選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要したため ・ 基本計画の策定・変更（工事着手箇所、面積、建物の配置、規模、収容人員等）に不測の日数を要したため ・ 他事業（災害、上下水道、電話、電気、ガス、鉄道、河川等）との調整に不測の日数を要したため ・ 関係機関との協議・許認可に不測の日数を要したため ・ その他（入札不調の結果を踏まえて計画変更・見直しの検討を行った事案等）
2 設計に関する諸条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工法の選択に当たり、不測の日数を要したため ・ 設計の変更が生じたので設計変更、契約変更等の手続きに不測の日数を要したため ・ その他（入札不調の結果を踏まえて設計変更・見直しの検討を行った事案等）
3 気象の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雨のため ・ 豪雪のため ・ 風浪のため ・ その他
4 用地の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地買収の交渉に伴い発生する諸問題（例：価格、相続、境界、代替地等）により、用地の取得が遅延したため ・ 工食用用地（工事施行に必要な敷地）の借上げ交渉が難航したことにより、工事の施行が遅延したため ・ その他
5 補償処理の困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施行上障害となる諸問題（例：家屋又は工作物の撤去・移転、立木伐採、漁業権等）に係る補償交渉に不測の日数を要したため ・ 工事の施行に伴い発生する諸問題（例：公害、騒音、振動、水質汚濁等）について、地元との調整に不測の日数を要したため ・ その他
6 資材の入手難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格高騰又は工事箇所が地域的に集中したことにより、資材（例：セメント、ブロック、鋼材等）の不足を来したため ・ 工事箇所が地域的に集中したことにより、労務者の手配調整に不測の日数を要したため ・ 運搬路（工食用仮設道路を含む）の災害などにより現場への資材の運搬が不能となったため ・ 特注品の納期が遅延したため ・ その他

事由	具体例
7 試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査に予想外の日数を要したため ・ 研究方式の決定に予想外の日数を要したため ・ その他
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の補正予算に対応した事業であり、予算執行のための期間を十分に確保できなかったため ・ 国庫補助の交付決定等に遅れがあったため ・ その他

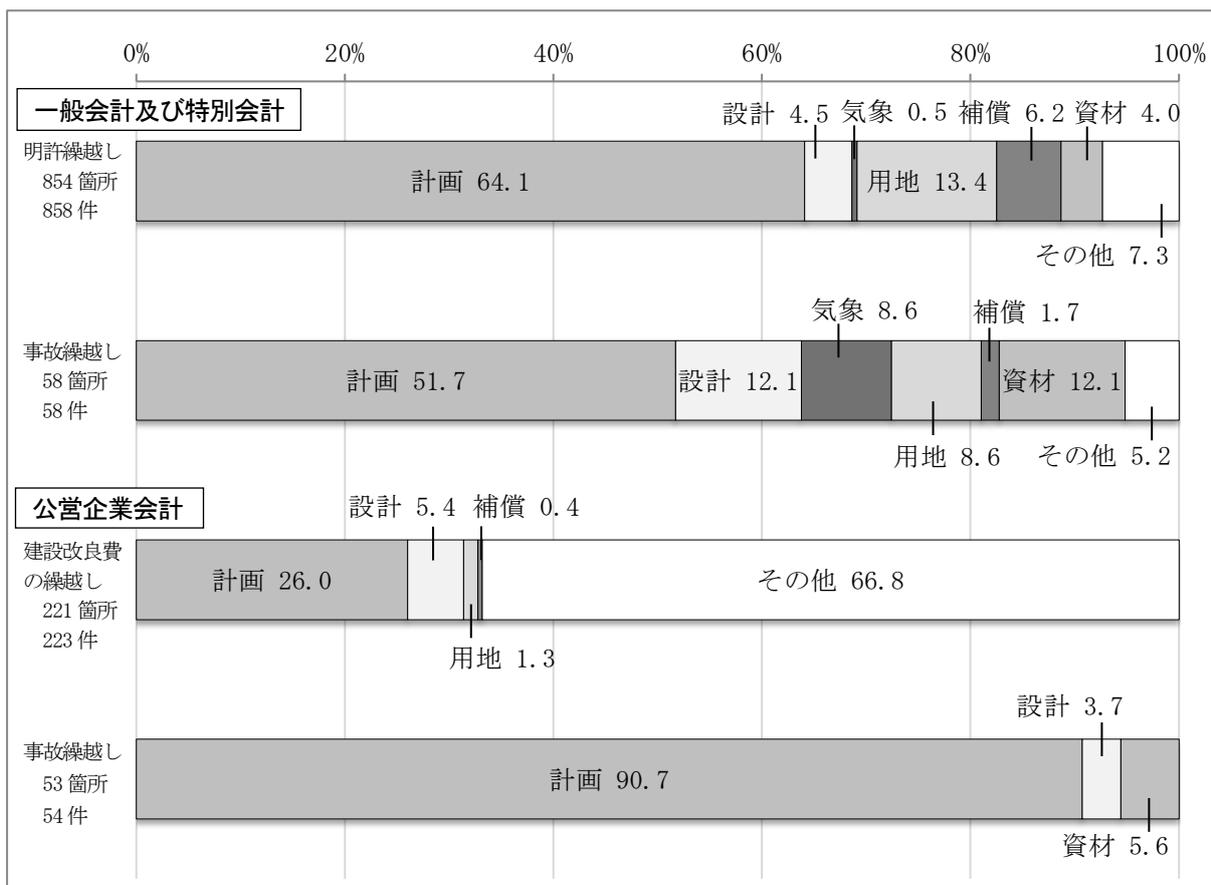
回答結果を繰越区分別に集計したところ(図2)、一般会計及び特別会計について見ると、明許繰越しを行った箇所(854箇所)における繰越事由(858件)は、多い順に「1 計画に関する諸条件」(550件、64.1%)、「4 用地の関係」(115件、13.4%)、「5 補償処理の困難」(53件、6.2%)であった。また、事故繰越しを行った箇所(58箇所)における繰越事由(58件)は、「1 計画に関する諸条件」(30件、51.7%)、「2 設計に関する諸条件」及び「6 資材の入手難」(いずれも7件、12.1%)の順であった。

次に、公営企業会計について見ると、建設改良費の繰越しを行った箇所(221箇所)の繰越事由(223件)として最も多く挙げられたのは「8 その他」(149件、66.8%)であり、その大半は、工期が複数年度に渡る工事箇所において、工事請負業者から出来高に応じた工事代金の部分払請求がなく繰越しとなったものである。このほか、「1 計画に関する諸条件」(58件、26.0%)、「2 設計に関する諸条件」(12件、5.4%)が続いた。また、事故繰越しを行った箇所(53箇所)の繰越事由(54件)としては、「1 計画に関する諸条件」が最多であり(49件、90.7%)、「6 資材の入手難」(3件、5.6%)及び「2 設計に関する諸条件」(2件、3.7%)に係る回答が続いた。

概括すると、「1 計画に関する諸条件」に係る事由により繰越しとなることが多くなっており(1,193件中687件、57.6%)、中でも、関係機関との協議・許認可、地元との調整、災害・上下水道等の他事業との調整に不測の日数を要したとの回答が大半を占めている。

図2 繰越事由の繰越区分別内訳（県全体）

（単位：％）



（4）繰越しに対する意識

繰越しがあること自体及び繰越額の多寡について、各機関の考えを確認したところ、「原則の例外として繰越制度があることから、繰越額の多寡ではなく繰越事由の適正性等を見ていくべきである。」との回答が最も多く、次いで「国の補正予算への対応分など繰越しせざるを得ないものを除いた繰越額に対し、縮減されているか見るべきである。」であった。

また、繰越しの縮減が困難と感じる主な理由は、「個々の繰越事由（表6で示されている事由）により繰越しが発生するため」、「繰越しを前提に国の補正予算が組まれるため」、「工事が可能な時期等の制約により早期着工が困難であるため」が多く、その他、執行体制に係る理由などが挙げられた。

第4 監査の結果及び意見

監査対象機関が行った繰越しについて、適正性等の観点から監査を実施した。

その結果及び意見については以下に示すとおりである。

1 繰越制度に則った運用

繰越しは、法令で規定された制度であることから、まず、その制度趣旨に則り運用されることが重要となる。

繰越事由が発生した場合には、要件該当性、繰越しの必要性を精査し、適正で迅速な事務手続を経ながら、事業効果の早期発現を図る必要があることから、繰越事由、繰越しに関連した事務手続、繰越し後の執行に係る適正性に着目して調査を行った。

(1) 繰越事由の適正性（着眼点1 繰越しの理由は相当と認められるか）

繰越しのうち特に事故繰越しは、繰越しの要件として、支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらないものに限定されていることから、繰越事由の適正性に着目して調査を行った。

一般会計及び特別会計における事故繰越しの箇所数は58箇所であり（図2、14ページ）、主な繰越事由は、「計画に関する諸条件」（51.7%）、「設計に関する諸条件」（12.1%）、「資材の入手困難」（12.1%）等であった。

また、具体的な事故の事象としては、崩落、湧水、軟弱地盤等工事現場での障害や住民・関係者からの疑義、苦情に対する調整等であった。

公営企業会計においては、事故繰越しの箇所数は53箇所であり（図2）、主な繰越事由は、「計画に関する諸条件」（90.7%）、「資材の入手難」（5.6%）、「設計に関する諸条件」（3.7%）であり、具体的な事故の事象としては、境界確定、工法変更等に係る他機関との調整や住民からの苦情に対する対応等であった。

（意見）

調査の結果、繰越事由については概ね適正であったが、契約締結の直後に繰越事由が発生した事例が見られたことから、契約前の現場確認を適切に行う等事前の状況把握を徹底されたい。

また、公営企業会計においては、収益的支出に係る予算を繰り越す手段が事故繰越し以外にないという事情があるので、「避けがたい事故」とする範囲を明確にし、事故繰越し要件の判断基準を整理されたい。

(2) 事務手続の適正性（着眼点2 繰越しに係る事務手続は適正か）

ア 繰越明許費の設定時期

効率的な予算執行、事業効果の早期発現等の観点から、繰越事由が発生した場合には、速やかな判断、手続が求められるため、繰越明許費の設定時期について調査を行った。

調査の結果（表7）、当初計画の段階で入札時期が上半期、工期末が平成27年3月に設定されていた箇所、遅延事由の発生により入札時期が平成26年10月以降になることが明らかであったにもかかわらず、平成26年12月定例県議会で繰越明許費を設定せず、平成27年2月定例県議会で設定した箇所が72箇所あった。

表7 明許繰越しとなった工事箇所等の繰越明許費の設定時期

(単位:箇所)

当初計画（入札時期が平成26年度上半期かつ工期末が平成27年3月）の工事箇所等	276
うち入札時期が平成26年10月以降に遅延したもの	157
平成26年12月定例県議会において繰越明許費が設定されたもの	83
平成26年12月及び平成27年2月の両定例県議会で繰越明許費が設定されたもの	2
平成27年2月定例県議会において繰越明許費が設定されたもの	72

また、繰越しを行った機関のうち平成26年12月定例県議会で繰越明許費を設定していない機関（42機関）に対し、その理由を確認したところ（表8）、「繰越事由の発生時期が平成26年12月定例県議会への議案提出に間に合う事案がなかったため」（32機関）が最も多く、次いで「事業者からの報告が平成26年12月定例県議会への議案提出に間に合う事案がなかったため」（9機関）、「慣例上、2

月定例県議会以外での繰越しの議案提出を想定していなかったため」（5機関）、
「繰越し以外の対応を検討していたため」（5機関）であった。

表8 平成26年12月定例県議会で繰越明許費を設定しなかった理由

(42機関、複数回答) (単位：機関)

繰越事由の発生時期（国の補正予算を含む。）が平成26年12月定例県議会への議案提出に間に合う事案がなかったため	32
事業者からの報告時期が平成26年12月定例県議会への議案提出に間に合う事案がなかったため	9
慣例上、2月定例県議会以外での繰越しの議案提出を想定していなかったため	5
安易に繰越ししないよう、繰越し以外の対応を検討していたため	5
個々の事業に対し早い時期に繰り越す説明が求められる等、業務量が増大するため	2
国費に係る繰越手続との調整が必要であったため	1
その他	5

次に、9月定例県議会への議案提出等、繰越明許費の設定時期の早期化について調査したところ（表9）、早期の設定が望ましいとした理由（26機関）として、「契約や着工の早期化が可能となり工期に余裕ができる」、「適正工期の確保に必要なケースがある」、「計画的な工程管理ができる」等が挙げられた。

早期の設定が望ましくない理由（18機関）としては、「9月定例県議会等では工事等の状況が分からず、繰越しの有無を判断できる時期ではない」、「予算は年度内に執行することが原則である」等が挙げられた。

表9 9月定例県議会等における繰越明許費の設定時期の早期化について

(知事部局及び行政委員会の各機関 86機関)

(単位：機関)

望ましい	望ましくない	あまり影響がない	その他
26	18	29	13

(意見)

繰越明許費の設定を要する事業については、議会における繰越明許費の承認を待って契約手続に入ることになるため、速やかな繰越しの適否の判断と繰越明許費の早期設定を積極的に進められたい。

イ 繰越しの審査

一般会計及び特別会計においては、繰越明許費の設定には議会の議決を要し、また、事故繰越しを行う際には知事の承認を要する旨、財務規則上規定されている。

これに対し、公営企業会計においては、建設改良費の繰越しを行う際に議会の議決を要せず、また、事故繰越しも含め、財務規程上年度内に公営企業の管理者の承認を要する旨の規定がないことから、繰越しに係る部局内の審査体制に着目して調査を行った。

調査の結果、予算主務課において、書面、ヒアリング、現場確認等により繰越しの審査が行われており、また、財務担当課において、2月の県補正予算の編成時や年度末、変更契約の手続時等に繰越しの状況を確認していた。

調整会議等部局単位の会議において審査が行われている例も見られた。

繰越しの審査については概ね適正に行われているものと認められるが、内部統制の観点から、引き続き予算主務課、財務担当課による審査を進められたい。

ウ 事故繰越し承認前の契約変更

一般会計及び特別会計における事故繰越しは知事の承認を要する旨、財務規則上規定されているが、調査の結果、担当者の認識不足により、繰越申請書を提出後事故繰越しが承認される前に契約変更を行っている事例が見られた。

当該事例は、納期を平成27年3月24日とした物品購入契約であり、避けがたい事故により年度内納入ができなくなったため、3月20日に事故繰越申請書が提出されたが、3月23日に納期を5月末に延長した変更契約を締結し、3月31日に事故繰越しが承認されたものである。

(意見)

当該事例では、本来事故繰越しが承認される3月31日まで納期延長の変更契約を締結し、承認後に改めて翌年度にわたる契約を締結すべきものであったことから、研修等により職員の繰越し制度の知識向上を図るとともに、予算執行機関内で十分なチェック機能の強化を図られたい。

エ 年度末の報告手続

補助事業（県が交付する補助金等の対象となる事務又は事業）に係る実績報告は、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第12条において、補助事業が完了したときのほか補助金の交付決定に係る県の会計年度が終了した場合も、補助事業者に提出が求められているが、調査の結果、繰り越した補助事業について年度終了時の実績報告書の提出を補助事業者から受けていない機関（5機関）が見られた。

実績報告書を受けていない理由は、「県担当者の認識不足」、「期間内に完了することが困難との報告等別の報告を提出させている」等であり、また、補助金等の交付要綱の中に繰り越す際の実績報告に係る規定がないものが見られた。

(意見)

繰り越した補助事業については、担当者の認識不足で報告漏れが生じないように制度を周知徹底するとともに、各交付要綱において年度終了時の実施報告書の提出に係る規定を入れることを検討されたい。

(3) 繰越し後の執行の適正性（着眼点2 繰越しに係る事務手続は適正か）

ア 繰越し時の計画に沿った執行

繰越し予算は、繰越し時の計画（繰越し承認を受けた変更後の事業計画）に沿った進行管理が求められることから、繰越し時の計画上の工期末と実際に事業が完了した日に着目して調査を行った。

その結果（表10）、繰越し時の計画上4月から6月までの間に工期を設定した箇所541箇所のうち、1月から3月までの間に完成した箇所は118箇所（21.8%）、

同じく計画上7月から9月までの間に工期を設定した箇所 335 箇所のうち、1月から3月までの間に完成した箇所が 135 箇所（40.3%）見られた。

また、遅延した理由を確認したところ、「計画に関する諸条件」（250 箇所、63.1%）、「用地の関係」（65 箇所、16.4%）、「設計に関する諸条件」（20 箇所、5.1%）等が挙げられた。

（意見）

繰越し時の計画に対し更に遅延事由が発生したため、実際の完了日が大きく遅延した事例が見られたことから、繰越し事業については、現状を十分に精査した上で計画を策定するとともに、進行管理を徹底されたい。

表 10 繰越し時の計画上の工期末及び事業完了時期について※ （単位：箇所）

繰越し時の計画上の 工期末が到来する時期 (平成27年度)		事業完了時期					平成28年度 に繰越し
		平成27年度				平成28年度 に繰越し	
	計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月		
4～6月	541	286	78	59	118	0	
7～9月	335	35	109	53	135	3	
10～12月	63	1	7	18	33	4	
1～3月	63	1	3	4	55	0	
計	1,002	323	197	134	341	7	

※ 債務負担行為設定箇所、不用箇所等を除く

イ 繰越し予算の執行状況

繰越し予算が繰越しの目的に沿って執行されているか、また、年度内に執行されているか、明許繰越し及び建設改良費の繰越しの予算の執行状況に着目して調査を行った。

調査の結果（表 11）、繰越額 56,069 百万円（うち未契約繰越額 17,937 百万円（32.0%））の平成 27 年度末の執行状況は、執行済額 54,800 百万円（97.7%）、再繰越しとなった金額 272 百万円（0.5%）、不用額 962 百万円（1.7%）であった。

また、他の繰越箇所から繰越予算の充当が行われた箇所は 165 箇所（2,158 百万円（3.8%））あったことから、これらを確認したところ、異なる事業の繰越箇所から充当するなど繰越しの目的を逸した執行は見られなかった。

なお、充当に際しては、予算主務課が内容を精査し、関係機関との調整等を行っていた。

再繰越しとなった箇所は 8 箇所であり、その理由は補償交渉の遅延、工事の遅延等の避けがたい事故であった。また、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて明許繰越し又は建設改良費の繰越し時と同じ事由で繰越しをしたものはなかった。

全額不用とした箇所は 7 箇所であり、その理由は、「地権者との交渉に時間を要し適正工期が確保できなくなった。」、「入札が不調となった。」等であった。

調査の結果、繰越予算は概ね適正に執行されていたが、引き続き予算主務課、財務担当課等による内部統制を發揮されたい。

表 11 明許繰越し及び建設改良費の繰越しの執行状況 (上 単位:百万円、下 単位:箇所)

金額		明許繰越し	建設改良費 の繰越し	計
翌年度繰越額	(A)	44,171	11,898	56,069
未契約繰越額	(B)	17,797	140	17,937
(%)	(B/A)	(40.3)	(1.2)	(32.0)
執行済額	(C)	43,012	11,788	54,800
(%)	(C/A)	(97.4)	(99.1)	(97.7)
充当箇所を変更した繰越予算	(D)	2,158	0	2,158
(%)	(D/A)	(4.9)	(0.0)	(3.8)
再繰越しとなった金額	(E)	227	44	272
(%)	(E/A)	(0.5)	(0.4)	(0.5)
不用額	(F)	857	105	962
(%)	(F/A)	(1.9)	(0.9)	(1.7)

箇所		明許繰越し	建設改良費 の繰越し	計
繰越しとなった箇所数	(A)	854	221	1,075
未契約繰越しを含む箇所	(B)	459	6	465
(%)	(B/A)	(53.7)	(2.7)	(43.3)
完了した箇所数	(C)	818	91	909
(%)	(C/A)	(95.8)	(41.2)	(84.6)
他箇所等から繰越予算の充当があった箇所	(D)	165	0	165
(%)	(D/A)	(19.3)	(0.0)	(15.3)
再繰越しとなった箇所数	(E)	7	1	8
(%)	(E/A)	(0.8)	(0.5)	(0.7)
全額不用とした箇所数	(F)	6	1	7
(%)	(F/A)	(0.7)	(0.5)	(0.7)

ウ 繰越し後の変更契約

繰越し後に行われた金額変更を伴う変更契約に着目して調査を行った。

その結果、繰越し後に金額変更を伴う変更契約が行われた箇所は 393 箇所 (33.1%) であった。変更した事情等を確認したところ、追加補修の必要性の把握等契約後に生じた状況の変化等に対応するために行われており、概ね適正であった。

2 予算の年度内執行を図る取組 (着眼点 3 繰越しの未然防止又は縮減に向けた取組等は行われているか)

繰越し制度は会計年度独立の原則の例外として位置付けられていることから、原則である予算の年度内執行を図り、繰越しを未然に防止する取組を行うことが重要となる。

適正な執行計画に基づき、状況把握、情報共有等により効果的な進行管理を行うとともに、繰越しが生じやすい背景を把握し、繰越しの縮減を図っていく必要があることから、繰越しの背景、当初計画における入札時期、進行管理に着目して調査を行った。

(1) 繰越しの背景

農林水産部及び県土整備部の出先機関（37 機関 114 部署（課、支所、出張所））に対し、繰越しが発生しやすい背景について意見を聞いたところ（表 12）、復興事業への対応や地元調整など事業自体に係る理由（41 部署）、国の補正予算対応や内示時期など予算に係る理由（39 部署）等が挙げられた。

上記のほかにも様々な背景が挙げられていることから、これらを部局内で共有し、必要な対応策を講じていくことが求められる。

表 12 繰越しが発生しやすい背景（複数回答）（単位：部署）

事業自体に係る理由	予算に係る理由	執行体制に係る理由	契約に係る理由	繰越制度に係る理由	その他
41	39	29	22	8	28

なお、事業量の多さが繰越しの発生しやすい背景にあるとの見方もあることから、前年度からの繰越しや当年度の事業量が翌年度の繰越しにどのような影響を及ぼしているかについて調査した。

平成 25 年度から平成 27 年度までの工事、委託（庁舎管理を除く）、用地補償に係る歳出予算額、翌年度繰越額、前年度繰越額等のデータを収集し統計手法により分析を行ったところ、全体の傾向としては、前年度からの繰越しや当年度の事業量（歳出予算額）と翌年度への繰越しとの間に明らかな関連性は認められなかった※。

※ 分析結果

出先機関の各部署が執行した予算額に占める前年度繰越額の割合と翌年度繰越額の割合について相関係数 0.112、有意確率 0.05 以上

部署ごとの職員1人当たりの事業量（歳出予算額）と翌年度繰越額の割合について
相関係数0.376、有意確率0.001未満

（２）当初計画における入札時期

遅延事由が発生しても年度内に事業を完了させるためには、早期着手が有効であると考え、繰越しが行われた予算執行機関（86機関）に対し、前年度の当初計画における入札時期の設定理由を事業ごとに調査した。

調査の結果（表13）、必要な工期確保や用地交渉等の進捗状況といった「事業自体の要因」が727箇所（62.9%）と最も多く、次いで発注時期の均等化、業務量の平準化等の「施策的な要因」187箇所（16.2%）となっているが、国の補助金の内示等の時期や農繁期等の回避といった「外的な要因」も142箇所（12.3%）あり、早期着手が困難な状況も見られた。

表13 当初計画における入札時期の設定理由（1,155箇所）

要因	箇所数	(%)
施策的な要因	187	(16.2)
発注時期の均等化	83	(7.2)
業務量の平準化	74	(6.4)
早期の執行目標	30	(2.6)
外的な要因	142	(12.3)
国の補助金の内示等の時期	122	(10.6)
農繁期等の回避	20	(1.7)
事業自体の要因	727	(62.9)
用地交渉等の進捗状況	111	(9.6)
必要な工期の確保	553	(47.9)
審査会等内部手続	63	(5.5)
その他	99	(8.6)

次に、早期着手の取組について確認したところ（表 14）、部局を挙げて上半期の執行目標を設定する、工程会議等により進行管理を徹底し、また、情報を共有することで他業務への応援体制を構築する、といった機関が多く見られた。

上記のほかにも、発注前年度のうちに積算までを完了させる、事務所を挙げて用地交渉が困難な箇所の交渉頻度を上げる等の取組がなされており、他の機関においても参考とすることが望まれる。

また、新たな取組として、平成 28 年 12 月補正予算において発注工事量の平準化を目的とした債務負担行為（800 百万円）が設定されており、今後も積極的に活用されたい。

表 14 早期着手の取組（予算執行機関 86 機関、複数回答）

（単位：機関）

上半期執行目標の設定	56	前年度中の県の補助金交付に係る募集	13
工程会議等による進行管理の徹底	52	ゼロ国庫債務負担行為、国の補助金等（早着分）の活用	5
積算の前倒し	22	フレックス工期制度の活用	3
交渉が難航している箇所における交渉数増、他工事等への早めの振替	19	ゼロ県債務負担行為の活用	3
国の補助金等の内示前の打合せ	17	その他	26
1 社入札の適用	13		

（3）進行管理

適正な進行管理を行うため、組織として取組や体制の確立など内部統制が機能しているかとの視点から、予算執行機関、予算主務課、部局における進行管理の状況に着目して調査を行った。

ア 予算執行機関での進行管理

予算執行機関は、進行管理のため（表 15）、工事請負業者からはほぼ全ての機関で 1～2 か月に 1 回以上の頻度で報告を受けており、その形式は書面が最も多く（58 機関）、現場確認も 7 割（43 機関）の機関で行われていた。

また、委託業者からの報告も高い頻度（40 機関が 1～2 か月に 1 回）で行われていたが、間接補助事業又は直接補助事業※の補助事業者に対する進行管理では、年 1、2 回又は必要に応じて実施する機関も見られた。

年度内完了に向けた働きかけは、いずれの事業者に対しても、進捗の報告を受けたときに行われることが最も多く、次いで遅延の報告を受けたとき、年度内完了が困難との相談を受けたときであった。

※ 間接補助事業は県が市町村等を通じて補助事業者に補助金等を交付する事業、直接補助事業は補助金等を県から補助事業者に直接交付する事業。

なお、補助事業者向けに行う入札・契約事務等の説明会において、繰越しの可能性が生じた場合には速やかに報告・相談するよう求めること、工事請負業者から報告される年度内完了の見込みについては実施工程表、出来高管理表等を確認することなどを求めている事例も見られた。

表 15 事業者等に対する進行管理（86 機関、複数回答）（単位：機関）

報告者		工事請負業者	補助事業者 (間接)	補助事業者 (直接)	委託業者	その他
該当機関数		62	17	17	56	4
報告の 時期 の 頻度	1～2か月に1回	51	7	11	40	2
	数か月に1回	1	3	3	4	0
	年2回程度	0	1	0	0	0
	年1回	0	2	2	0	0
	その他	10	4	1	12	2
報告の 形式	書面	58	13	9	37	2
	担当者間のメール・電話等での確認	29	12	14	37	4
	ヒアリング・打合せ・会議	31	7	7	41	1
	現場確認	43	10	8	19	0
	その他	1	0	0	1	0
働き かけ	事前説明会	15	5	5	10	0
	手引や交付要綱等の配布	1	6	5	0	0
	進捗の報告を受けたとき	54	10	10	47	2
	遅延の報告を受けたとき	45	8	8	37	2
	年度内完了が困難との相談を受けたとき	38	7	8	31	2
	特に行っていない	1	3	2	5	0
	その他	6	3	4	4	2

予算執行機関内での工程会議等進行管理に係る会議については（表 16）、55 機関が開催していた。主に所属長が主宰し（24 機関）、工事請負業者等（23 機関）や本庁職員（19 機関）の参加も見られた。

表 16 進行管理に係る会議（86 機関、複数回答）（単位：機関）

実施機関数		55
開催頻度	1～2か月に1回	29
	数か月に1回	15
	年2回程度	3
	年1回	1
	その他	10
主宰者	所属長（所長）	24
	課長、出張所長、支所長	20
	その他	19
参加者	工事請負業者、補助事業者等	23
	本庁職員	19
	その他	15

（意見）

予算執行機関における進行管理は、工事や委託など繰越しが発生しやすい事業を中心に積極的になされているが、その他の事業についても一層の充実を図りたい。特に間接補助事業については、市町村からの報告待ちになりがちであるが、繰越しの可能性を早期に把握し迅速な対応が取れるよう、定期的な進捗状況の把握に努められたい。

イ 予算主務課での進行管理

予算主務課では、進捗状況を把握するため、予算執行機関と情報共有を行っているが（表 17）、情報共有の主な手段は担当者間のメール・電話等であり、ほとんどの機関で1～2か月に1回以上の頻度で行われていた。また、繰越事由が発生した場合や年度内の完了が困難と判断した場合は速やかに報告するよう求めている。

各予算主務課における進行管理は概ね適正に行われているが、引き続き予算執行機関と情報共有を図り、所管する事業の進捗状況を適宜的確に把握されたい。

表 17 予算主務課における進捗確認の状況（25 機関、複数回答）（単位：機関）

該当機関数		25
開催頻度	1～2か月に1回	18
	数か月に1回	3
	年2回程度	2
	年に1回	0
	その他	2
報告の形式	書面	16
	担当者間のメール・電話等での確認	22
	ヒアリング・打合せ・会議	17
	現場確認	6
	その他	1

ウ 部局での進行管理

知事部局のうち農林水産部及び県土整備部が公共事業進行管理調整会議を、水道局が水道局施設整備事業進行管理調整会議を設置し、部局単位で進行管理を行っている。また、企業土地管理局においては、旧企業庁から引き続き工事工程会議を開催している。

そこで、これらの会議に係る効果、課題に着目して調査を行った。

調査の結果、調整会議等の開催頻度や下部組織の態様は多様であったが、適正な進行管理や課題への対策等について検討・調整を図ることを目的として開催されていた。

調整会議等の効果としては、上半期の執行目標を設定することで事業の早期執行を促している点、月ごとの契約状況を把握することで、進行管理の徹底や随時の工程見直しによる効率的な予算執行が図れている点、会議において計画達成への取組状況及び目標未達の要因、繰越し縮減の取組等について報告し意見交換を行うことで、繰越し縮減に向けた意識の浸透が図れる点等が認められた。

一方、課題としては、入札不調、関係団体の工事の遅れ等解決が困難な問題へ

の対応が必ずしも十分でない点等があった。

(意見)

調整会議等の開催により蓄積されたノウハウを他部局においても有効活用することが、県全体としての繰越しの縮減につながると期待できることから、参考となる取組の情報交換を部局間で行うことなどを検討されたい。

また、調整会議等未設置の部局においては、適正な進行管理の方策について検討されたい。

(ア) 農林水産部

会議名	公共事業進行管理調整会議（部会）
目的	適正な進行管理や課題対策等に係る検討や調整を図る
構成員	調整会議： 農林水産部次長、農林水産政策課長、農地・農村振興課長、耕地課長、森林課長、漁業資源課長、漁港課長 農業農村整備部会： 耕地課（課長、副課長（技術）、室長（事業計画、基盤整備）、及び班長（管理調整、農地防災））、農地・農村振興課（課長、副課長（技術）、地域振興班長）、各農業事務所（次長（基盤整備）、基盤整備課長） 森林部会： 森林課（課長、副課長、森林政策及び林業振興室長、森林整備及び治山・保安林班長）、各林業事務所長 漁港漁場部会： 漁港課（課長、副課長）、漁業資源課（課長、副課長）、各漁港事務所長
実績・予定	平 27 12 回（調整会議 3 回、各部会 3 回） 平 28 15 回（調整会議 3 回、各部会 4 回） ※平 28. 12 月現在
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産部発注工事の上半期の目標設定について ・農林水産部発注工事の進捗状況について ・繰越額を縮減するために必要な事項について ・遅延の恐れのある案件の抽出・対応について
備考	会議を円滑に実施するため、農業農村整備部会、森林部会、漁港漁場部会の 3 部会を設置

(イ) 県土整備部

会議名	公共事業進行管理調整会議（検討会）
目的	県土整備部所管の公共事業について、適正な進行管理や課題対策等に係る検討や調整を図る
構成員	調整会議： 県土整備部次長、県土整備政策課長、用地課長、公共事業所管課長、公共事業所管事務所長 検討会： 県土整備政策課副課長、各課技術副課長、各事務所技術次長
実績・予定	平 27 6回（調整会議1回、検討会5回）
	平 28 5回（調整会議1回、検討会4回） ※平 28.12月現在
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の早期執行に係る目標契約率の設定 ・上半期施行状況報告 ・不用額・未契約繰越しの削減 ・公共工事の繰越し漏れ防止対策 ・施行等平準化
備考	下部組織として検討会を設置

(ウ) 水道局

会議名	水道局施設整備事業進行管理調整会議
目的	水道局所管の施設整備事業について、適正な進行管理、課題対策等に係る検討及び調整を図る
構成員	管理部長、水道部長及び次長、工業用水部長及び次長、財務課長、水道部各課長、工業用水部各課長、各水道事務所長、施設整備センター所長、栗山、柏井及び福増浄水場長、各工業用水道事務所長
実績・予定	平 27 2回
	平 28 3回 ※平 28.12月現在
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備事業の前年度予算の繰越しの状況について ・施設整備事業の上半期執行計画について ・施設整備事業の上半期契約実績について ・施設整備事業の繰越しの見込
備考	平成 27 年 7 月設置

(エ) 企業土地管理局（旧企業庁）

会議名	工事工程会議
目的	工事の進捗管理（確実な工事の執行）
構成員	技監、工事関係の各課長等
実績・予定	平 27 4回
	平 28 4回 ※平 28.12月現在
主な議題	・工事の発注予定 ・執行状況 ・進捗状況 ・課題
備考	

第5 おわりに

今回、行政監査のテーマとして「歳出予算の繰越し」を取り上げ、監査を実施した。

繰越しは、予算の経済的、効率的な執行を図るため、会計年度独立の原則の例外として一定の条件のもとに認められた制度である。

このため、繰越事由が発生した場合には、要件該当性、繰越しの必要性を精査し、適正で迅速な事務手続を行うことが求められる。

そこで、繰越しの理由や事務手続が規定に沿っているか、また、繰越しを未然に防止する取組が行われているかなどに着眼点を置き監査を実施した。

監査の結果、繰越制度の運用は概ね適正に行われており、また、個々の課題については「第4 監査の結果及び意見」において意見を述べたとおりである。

特に繰越しに係る事務手続においては、繰越明許費の早期設定などにより効率的な予算執行を図るとともに、繰越しの未然防止の取組においては、予算執行機関、予算主務課、部局の各レベルにおける進行管理の一層の充実が必要と考えられる。

各機関においては、今回の監査の結果及び意見を参考とし、今後とも繰越制度の適正な運用に努められたい。

第6 資料（監査対象年度の繰越事業）

1 一般会計及び特別会計

繰越区分	事業名
一般会計	
事故	私立学校耐震化緊急促進事業
明許	地方創生先行型事業（第2款 総務費 第2項 企画費）
明許	地域女性活躍推進交付金事業
明許	千葉県議会議員一般選挙費
事故	備蓄物資整備事業
事故	消防防災施設強化事業
明許	地方創生先行型事業（第3款 民生費 第1項 社会福祉費）
明許	社会福祉施設整備事業
明許	障害者等グループホーム等建設費補助
事故	社会福祉施設等施設整備費補助金事業
明許・事故	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業
明許	老人福祉施設修繕事業補助
明許	介護基盤緊急整備特別対策事業交付金
明許	スプリンクラー等整備特別対策事業
明許	生涯大学校施設整備事業
明許	袖ヶ浦福祉センター施設改修事業
明許	千葉リハビリテーションセンター施設整備事業
明許	保育所緊急整備事業
明許	賃貸物件による保育所整備事業
明許	保育所整備促進事業
明許	小規模保育設置促進事業
明許	病児・病後児保育施設整備事業
明許・事故	次世代育成支援対策施設整備交付金事業
明許	障害児等診療設備整備事業
明許	松風園維持補修事業

繰越区分	事業名
明許	衛生研究所施設整備事業
明許	医療施設防災対策強化事業
明許・事故	再生可能エネルギー等導入推進基金事業
明許	野生鳥獣保護事業
明許	地方創生先行型事業（第6款 労働費 第3項 労働力対策費）
明許・事故	大雪等による被災農業者支援事業
明許	育種・苗増殖施設再編整備事業
明許	農業大学校機能拡充事業
事故	新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業
明許・事故	園芸産地競争力強化総合対策事業
事故	園芸生産拡大支援事業
事故	農産物等原種配付対策事業
明許	台風18号による被災農業者支援事業
明許	県営用排水改良事業
事故	県単用排水改良事業
明許	農道整備事業
明許	県営中山間地域総合整備事業
明許	農地環境整備事業
明許・事故	経営体育成基盤整備事業
明許	農地防災事業
明許	森林整備加速化・林業再生事業
事故	シイタケ等特用林産物生産の早期復興支援事業
事故	サンブスギ林再生・資源循環促進事業
事故	森林整備事業
明許	林道事業
明許・事故	山地治山事業
明許・事故	治山施設災害関連事業
明許	保安林整備事業

繰越区分	事業名
事故	県民の森事業
明許	海域環境に配慮した漁場の整備事業
明許	拠点漁港整備事業
明許	水産基盤ストックマネジメント事業
明許	漁港漁村基盤整備事業
明許	市町村営漁港建設事業
明許	地域消費喚起型事業（第8款 商工費 第1項 商業費）
明許	産業支援技術研究所施設設備整備事業
明許	地域消費喚起型事業（第8款 商工費 第3項 観光費）
明許	地方創生先行型事業（第8款 商工費 第3項 観光費）
明許	防災・安全交付金事業
明許	舗装道路修繕事業
明許	排水整備事業
明許	地域排水路整備事業
明許	交通安全対策事業
明許	災害防止事業
明許	道路調査事業
明許・事故	道路維持事業
明許	自転車道環境整備事業
明許	電線類地中化整備事業
明許	地方創生先行型事業（第9款 土木費 第2項 道路橋りょう費）
明許	国道道路改築事業
明許	社会資本整備総合交付金事業（住宅）
明許・事故	社会資本整備総合交付金事業（第9款 土木費 第2項 道路橋りょう費）
明許	ふさのくに観光道路ネットワーク事業（広域連携）
明許	県単道路改良事業
明許	橋りょう修繕事業
明許	県単橋りょう架換事業

繰越区分	事業名
明許	県単耐震橋りょう緊急架換事業
明許	総合流域防災事業
明許	広域河川改修事業
明許	住宅市街地盤整備事業
明許	低地対策河川事業
明許	都市基盤河川改修事業
明許	調節池整備事業
明許	総合治水対策特定河川事業
明許	活力創出河川整備事業
明許	河川調査事業
明許	河川改良事業
明許	県単河川総合開発事業
明許	河川構造物緊急改築事業
明許・事故	河川維持事業
明許	統合河川環境整備事業
明許	河川管理施設機能確保事業
明許	土砂災害防止事業
明許	砂防整備事業
明許	砂防調査事業
事故	急傾斜地崩壊対策事業補助
明許	緊急急傾斜地崩壊対策事業
明許	海岸基盤整備事業
明許	海岸整備事業
明許	津波・高潮危機管理対策緊急事業
明許	港湾環境整備事業
明許	みなと振興交付金事業
明許	高潮対策事業
明許	県単港湾調査事業（海岸）

繰越区分	事業名
明許	県単港湾整備事業
明許	社会資本整備総合交付金事業（公共街路）
明許	社会資本整備総合交付金事業（交付金街路）
明許	社会資本整備総合交付金事業（補助街路）
明許	県単街路整備事業
明許	公共公園整備事業
明許	県単公園整備事業
明許	地籍調査事業
明許	組合施行土地区画整理事業費補助
明許	特別会計土地区画整理事業繰出金
明許	サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業
明許	公営住宅建設事業
明許	庁舎・待機宿舎等改修事業
明許	交番・駐在所整備事業
明許	警察署等耐震改修整備事業
明許	免許施設整備事業
明許	県立学校耐震化推進事業
明許・事故	特別支援学校整備事業
明許	治山施設災害復旧事業
事故	団体営農業用施設等災害復旧事業
明許・事故	公共道路橋りょう災害復旧事業
明許・事故	公共河川海岸災害復旧事業
明許	県立文化会館整備事業
特別会計 日本コンベンションセンター国際展示場事業	
明許	日本コンベンションセンター国際展示場施設整備事業
特別会計 流域下水道事業	
明許	印旛沼流域下水道事業建設費（補助事業）
明許	印旛沼流域下水道事業建設費（単独事業）

繰越区分	事業名
明許	手賀沼流域下水道事業建設費（補助事業）
明許	手賀沼流域下水道事業建設費（単独事業）
明許	江戸川流域下水道事業建設費（補助事業）
明許	江戸川流域下水道事業建設費（単独事業）
特別会計 港湾整備事業	
明許	港湾整備事業
特別会計 土地区画整理事業	
明許	社会資本整備総合交付金事業
明許	公共金田西地区土地区画整理事業
明許	県単金田西地区土地区画整理事業
（第1款 土地区画整理事業費 第1項 金田西地区土地区画 整理事業費）	
明許	社会資本整備総合交付金事業
明許	公共つくばエクスプレス沿線整備事業
明許	県単つくばエクスプレス沿線整備事業
（第1款 土地区画整理事業費 第2項 運動公園周辺地区土 地区画整理事業費）	
明許	社会資本整備総合交付金事業
明許	公共つくばエクスプレス沿線整備事業
明許	県単つくばエクスプレス沿線整備事業
明許	受託事業
（第1款 土地区画整理事業費 第3項 柏北部中央地区土地 区画整理事業費）	
明許	社会資本整備総合交付金事業
明許	公共つくばエクスプレス沿線整備事業
明許	県単つくばエクスプレス沿線整備事業
明許	受託事業
（第1款 土地区画整理事業費 第4項 木地区土地区画整理 事業費）	

2 公営企業会計

繰越区分	会計名
改良・事故	上水道事業会計
事故	造成土地整理事業会計
改良・事故	工業用水道事業会計
改良・事故	病院事業会計